

野田市告示 第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、野田都市計画生産緑地地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、野田市建設局都市部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年12月23日

野田市長 鈴木 有

- 1 都市計画の種類及び名称  
野田都市計画生産緑地地区  
2号中里第2生産緑地地区、191号木間ヶ瀬第2生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
野田市中里字水久保、木間ヶ瀬字上羽貫の各一部の区域